

## 議案第13号

狭山市水道事業給水条例及び狭山市下水道条例の一部を改正する条例

(狭山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 狭山市水道事業給水条例(平成10年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第22条第2項及び第25条第1項各号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(狭山市下水道条例の一部改正)

第2条 狭山市下水道条例(昭和49年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の狭山市水道事業給水条例(次項において「改正後の条例」という。)第5条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者について適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第22条第2項及び第25条第1項各号の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金(以下「料金」という。)の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の狭山市下水道条例第25条第1項及び第4項の規定

にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 5 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

平成31年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、水道利用加入金及び水道料金並びに公共下水道の使用料に転嫁する消費税に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。